

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

特記仕様書

1 業務目的

本業務は、内妻海岸について、過去に実施した調査結果をもとに堤防設計を実施するものである。

2 業務内容

2.1 設計計画

本業務の実施にあたり、特記仕様書及び既往資料等の内容を把握し、業務遂行上の基本方針を定めるものとする。また、人員配置、工程計画立案等、全体作業の円滑な遂行方針を検討し、業務計画書を作成する。

2.2 現地踏査

現地の変状状況、排水溝等付帯施設配置状況、施工に際して制約となる事項等詳細設計を進める上での基本情報について現地踏査により確認する。

2.3 既往資料収集整理

設計の基礎資料とするため、既往設計資料（設計成果報告書、工事完成図書、土質資料等）を収集整理する。

2.4 復旧断面計画

現況施設の変状状況を考慮し、復旧する施設の安定性を確認した上で復旧断面計画を立案する。

2.5 施工計画

復旧施設の施工計画として、施工方法、工程計画を検討しとりまとめる。

2.6 図面作成

工事発注に必要となる設計図面を作成する。

2.7 数量計算

工事発注に必要となる数量計算書を作成する。

2.8 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、調査・計画作業が終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

2.9 設計協議

設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せは3回を予定する。また、予定回数のほかにもメール、電話連絡等により、発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

2.10 報告書作成

業務の目的と仕様書を踏まえて、設計条件、使用した基準、対策工決定の根拠や経緯等についてとりまとめた報告書を作成する。

提出する成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書（紙媒体：A4 チューブファイル綴り） 1部
- (2) 電子成果品（電子媒体） 2部（正副各1部）